

◆ 経營業務の管理責任者に関する実務経験要件は、いつ設けられたものなのか（昭和46年に許可制度が導入された際か）、また、その要件は、どういう必要性に基づき設けられたものなのか、ご教示願いたい。

1. 経營業務の管理責任者に関する実務経験要件は、昭和36年5月の建設業法改正時に設けられたものである。
2. 昭和36年5月の改正において、建設業のうち、「総合工事業者」の登録は、「専門工事業者」の登録と区分して行うこととなったが、この際、「総合工事業」の登録を受けようとする者に、「専門工事業者」の登録要件に加え、その者（法人である場合には、その役員）等に総合工事業（土木一式工事又は建築一式工事）に関して一定の経營業務の責任者としての経験又は指導監督的な実務の経験を求めることとしたものである。
3. この登録制度の改正は、下請負人の決定や労務者の雇用等、適切な労務管理を行うほか、建設事業における取引の安全を確保し、併せて建設工事の適切な施工に寄与することを目的としたものである。

◆ 電気通信工事について、発注から引き渡しまでの平均の期間はどのくらいか、ご教示願いたい。

1. 電気通信工事に限らず、建設工事は膨大な数の工事が行われており、また、その個々の工事の内容も千差万別であり、工期、請負代金の額の平均値を示すことは不可能である。
2. 個々の工事の実態を、建設業者が提出した許可申請の添付書類の一部で見る限り、工期は1ヶ月程度のものから2年程度のものまであり、また、契約金額も数十万円のものから数十億円のものまである。

◆ 経營業務の管理責任者に関する実務経験要件について、期間を5年から短縮した場合、どういう弊害や問題点があると考えられるか、貴省の見解を伺いたい。

1. 経營業務の管理責任者に関する実務経験期間を短縮した場合、相対的に経營業務に関する経験の低い者が経營業務の管理責任者として企業を代表することとなる。
2. 建設業は、一品ごとの注文生産であり、注文時には目的物の品質や契約履行の確実性が明らかでないため、発注者にとって不安が大きい。建設業の営業には製造業のような固定資本を必要としないため財務基盤が脆弱であり、また、建設業は受注産業であり景気変動の波を受けやすいため、建設業者の経営能力を確実に担保することは、発注者の保護を図る上で不可欠である。
3. また、建設業は、一つの工事の受注ごとに、その工事の内容に応じ、資金調達、資材購入、労働者配置、下請契約の締結等、発注者のみならず多くの取引先等に影響を及ぼす建設業固有のマネジメント能力が必要であり、建設工事が大規模化、複雑化する中では、こうしたマネジメント能力はますます重要になっている。
4. こうしたことから、発注者を保護するためには、建設業における適切なマネジメント能力が必要であり、その内容が多岐にわたる複雑なものであることを踏まえれば、その能力は経験に裏打ちされたものであることが必要であり、工事の受注から瑕疵担保責任の履行まで一通りの経験をしていない経營業務の管理責任者では、請負契約の確実な履行による発注者の保護、取引先の保護を図ることができない恐れがある。
5. さらに、国内の建設投資が大きく減少し、経営環境が悪化する中で、上記のような特徴を有する建設業に経営能力に乏しい業者が参入してきた場合には、これらの業者が適切なマネジメントができない結果、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策への不徹底等を助長する恐れがある。